

なし、その上、成敗の道にあらずと思ふなり、さるによつて反逆を思い立ちこれを亡ぼしたく存するなり、貴方聞き及びたる大将なれば頼むなり、とさもいんぎんに仰せける。

その時、盛長つくづく承り、これは一大事を承るもの哉、そもそも当時は愛季殿の政務にて、おそらくは出羽一国の諸士皆々、愛季殿に背く者あらず、しかれば御味方一人もなし、此の度の御企ていかがと存じ奉り候えども、左様に申しなば盛長命惜しむに似たり、某こそ命あらん限りは御味方仕らん、憚りながら時代の者、千騎万騎より此の盛長、命を君に奉るなら先陣を仕り一方打ち破り申すべし、御心易く思し召され候え、とさも頼もしくぞ申し上げる。愛吉御悦び限り無く、ひとえに貴方頼むなり、万事御計意と仰せける。

その時、兵庫守畏み、夫、元来、軍は勢の多少によるべからずと古人も申し伝えり、さりながら、とかく無勢にては勝利を得る事、数日を経るなり、しかれば兵糧尽き果て落城すること必定なり、はやばや御思い立ち然るべし、と存じ奉り候、さて出羽の内、故実季公、御恩ならぬは一人もなし、窃に御使を立て然るべし、と申し上げる。

九郎殿聞こし召され、貴方申す段尤なりと、則ち川上正元坊筆取にて、一通の廻状をぞ認める。先ず一番に五十目采女正定泰、二番に馬場目玄蕃亮康時、三番に新庄石見守宗頼、四番に八柳長門守定頼、五番に仙北戸澤能登守、右五ヶ所の面々へ窃に廻状触れにける。

その文に曰く、そもそも亡父実季逝去の砌、九郎二十に及びては湊を渡すべし、と叔父愛季謹みて契約の処なり、此の儀知らざる者なし、しかるに我二十に余るといへどもその儀なし、これに依り身の安否を極めんため、今般一戦を思い立つものなり、面々の儀は亡父の一族たるによつて偏に頼み存ずる処なり、不日に軍勢を催し来着こそあるべきものなり、よつて連判状件の如し、天正十二甲申二月八日、安藤九郎、安部愛吉判、と書き納め、橋本丹波守を使として、やがて所々へぞ廻しける。

その時、盛長申し上げるは、大事の軍を思い立ち油断は偏に大敵の基なり、早々御支度遊ばさるべく、武具の類は見苦しく候とも苦しからざる事に候、さて軍中の第一は凡そ生捕分捕は軍中の専らなり、軍表の高名は思い思いに御心懸け、尤に存じ候、かまえて油断なざるな、とさもいさぎよく申しける。

さて、それよりも盛長は九郎殿御供申し我家に帰り軍評定とりどりなり。兵庫守が心体頼もしきともなかなか申すばかりはなかりけり。

### 城之助愛季、湊を開き男鹿へ引き給う事

そもそも秋田城之助愛季公、御舎兄太郎実季公他界の後、湊の城に居住なされける。